



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役 竹中 宣雄
(コード番号：1722 東証・大証・名証第1部)
問合せ先
役職名 経営企画部広報・IR担当部長
氏 名 中村 孝
TEL 03(3349)8088

会 社 名 ミサワホーム北海道株式会社
代表者名 代表取締役 渡辺 道広
(コード番号：1761 札幌証券取引所)
問合せ先
役職名 執行役員 総合企画部長
氏 名 星加 龍哉
TEL 011(822)1111 (代)

ミサワホーム株式会社によるミサワホーム北海道株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

ミサワホーム株式会社（以下「ミサワホーム」といいます。）とミサワホーム北海道株式会社（以下「ミサワ北海道」といいます。）は、平成 22 年 5 月 14 日開催の各社の取締役会において、平成 22 年 6 月 21 日を効力発生日とし、ミサワホームを完全親会社、ミサワ北海道を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成 22 年 5 月 14 日に両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、ミサワホームについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換により、また、ミサワ北海道については会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換により、各社とも株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、ミサワ北海道の株式は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）において、平成 22 年 6 月 15 日に上場廃止（最終売買日は平成 22 年 6 月 14 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

平成 22 年 3 月 18 日付にてミサワホームより公表しております「当社子会社であるミサワホーム北海道株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。）に記載のとおり、ミサワホームは、ミサワ北海道を完全子会社とすることを目的として、平成 22 年 3 月 19 日から平成 22 年 4 月 23 日まで、ミサワ北海道の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、平成 22 年 5 月 14 日現在、ミサワホームはミサワ北海道の発行済株式 11,704,300 株（ミサワ北海道の発行済株式総数に占める所有割合で 99.35%、議決権

割合で 99.35% (注) を保有するにいたっております。

公開買付けの開始に関するお知らせに記載のとおり、ミサワホームは、ミサワ北海道をミサワホームの完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、ミサワホームがミサワ北海道の発行済株式の全て（ミサワ北海道が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、ミサワホームは、本公開買付け後に、ミサワ北海道との間で、ミサワホームを完全親会社、ミサワ北海道を完全子会社とする株式交換を行うことにより、ミサワホームがミサワ北海道の発行済株式の全て（ミサワホームが保有するミサワ北海道の株式を除きます。）を取得することを企図しておりました。

そして、上記のとおり、本公開買付けにより、ミサワホームはミサワ北海道の発行済株式の全て（ミサワ北海道が保有する自己株式を除きます。）を取得するに至らなかったことから、ミサワホーム及びミサワ北海道は、この度、ミサワ北海道をミサワホームの完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することといたしました。

(注) ミサワホームの保有するミサワ北海道の株式に係る議決権の数 11,704 個が、ミサワ北海道の総株主の議決権の数 11,780 個に占める割合として算出してしております。ミサワ北海道の総株主の議決権の数は、ミサワ北海道の平成 22 年 2 月 10 日提出の第 39 期第 3 四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在のミサワ北海道の発行済株式総数 (11,780,800 株) に係る議決権の数として計算してしております。また、発行済株式総数に占める所有割合及び議決権割合については、小数点以下第三位を四捨五入してしております。以下同じです。

ミサワホームグループ（ミサワホーム及びミサワホームの関係会社をいいます。以下同様です。）は、ミサワホーム、連結子会社 47 社及びその他の関係会社 1 社により構成されており、工業化住宅の製造・施工・販売、宅地の造成・販売、増改築・リフォーム工事等を中心とする事業を展開しております。

ミサワホームは、工業化住宅「ミサワホーム」の施工・販売を担当する関係会社等へ住宅部材の供給を行っており、また、一般顧客等に対しても工業化住宅の施工・販売及び宅地の販売を行っております。

ミサワホームは、平成 18 年 8 月に「住まいの No.1 ブランド」を目指す中長期経営ビジョンを策定し、同時に平成 20 年度を最終年度とし、中長期経営ビジョン達成のための具体的戦略を織り込んだ中期経営計画を策定しましたが、平成 19 年度において新設住宅着工戸数が前年対比大幅なマイナスを記録し、原油高を背景として原材料価格が高騰するなど、住宅市場の急激な変化は当初の想定を大きく上回り、計数計画と実績に乖離が生じたことから、平成 20 年 5 月に市場変化に対応した新たな戦略の追加、現行戦略の一部修正と計数計画の見直しを織り込んだ新中期経営計画（平成 20 年度～平成 22 年度）を策定いたしました。

ミサワホームグループを取り巻く事業環境は、住宅ローン減税の拡大や贈与税の非課税枠拡大措置、太陽光発電システムの補助金制度、住宅版エコポイントの開始など、住宅需要を下支えする各種政策が次々と打ち出されていますが、雇用情勢、設備投資、個人消費は依然として厳しい状況にあり、平成 21 年度の新設住宅着工戸数が 80 万戸を切る水準まで減少するなど、住宅需要の低迷が続いている状況です。

現在、ミサワホームは、「事業ポートフォリオの最適化」と「事業構造の再構築」を骨子とした新中期経営計画の達成に向けて、「事業ポートフォリオの最適化」として、新たな収益事業の確立並びに賃貸事業、戸建分譲事業、リフォーム事業、シルバー事業及び在来木造住宅事業の戦略的強化、また「事業構造の再構築」として、新たな収益事業への人員配置並びに新卒採用の抑制などによるグループ総人員の 2.5%程度の削減及び営業生産性向上や総原価低減による損益分岐点の引下げなどの諸施策の実施に取り組んでいます。

一方、ミサワ北海道は、昭和 47 年 8 月に北海道札幌市の「ミサワホーム」の施工・販売を担当する会社として設立され、その後、平成 6 年 10 月に株式会社ミサワホーム旭川、株式会社ミサワホーム函館と合併し、ミサワ北海道の株式は平成 9 年 10 月に札幌証券取引所に上場されました。ミサワ北海道は、現在では北海道を営業基盤に、「ミサワホーム」の施工・販売を担当する会社として、地域密着型の企業体を目指しています。

北海道におけるミサワ北海道を取り巻く事業環境は、雇用情勢は厳しい状況にあるものの下げ止まりつつあり、個人消費は持ち直しの動きがみられ、新設住宅着工戸数も前年同月比増加に転じるなど、わずかながら回復の兆しがみられます。しかしながら、厳しい企業収益の状況と景気に対する先行き不透明感を背景に、住宅需要は本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境下、ミサワ北海道は、平成 21 年 3 月期に営業損失、当期純損失を計上いたしました。その後、ミサワ北海道は、平成 21 年 6 月に安定した経営基盤の確保のための資本増強策として、ミサワホームを割当先とする第三者割当増資を実施いたしました。しかしながら、その後も、ミサワ北海道の事業環境は厳しい状況にあり、平成 22 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間においても営業損失、当期純損失を計上いたしました。

ミサワホームは、ミサワ北海道をミサワホームグループにとって必要不可欠な会社と位置付けており、これまでもミサワ北海道への出資や取締役の派遣など、財務面・人事面を中心とした様々な支援を続けてまいりました。しかし、ミサワホームは、上記ミサワ北海道を取り巻く事業環境下においては、ミサワ北海道の業績悪化に歯止めがかからず、ミサワ北海道単独の経営合理化努力により業績の大幅な改善を図ることは極めて困難であり、ミサワ北海道の業績回復のためには、抜本的な対策が不可避と考えております。

こうした状況の中、ミサワホームとミサワ北海道とは、平成 21 年 12 月頃から、ミサワ北海道の業績回復及び両社の企業価値の向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、ミサワホームとミサワ北海道とは、ミサワ北海道の業績回復並びにミサワ北海道の中長期的な企業価値の向上及びミサワホームグループ全体の企業価値の最大化のためには、これまで以上にミサワホームとミサワ北海道が強固な協力体制を構築するとともに、ミサワ北海道において、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定及び遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能とすることが必要であり、ミサワホームが本公開買付け及び本株式交換を通じてミサワ北海道を完全子会社化することが、これを実現する最善の方策であるとの結論に至りました。

ミサワホームは、本株式交換実施後も、ミサワ北海道へ引き続き役員を派遣し、経営支援を継続する予定です。また、ミサワホームは、これまでのミサワ北海道への経営支援の経験を活かし、経営改善の着実な実行に必要な実務レベルでの人材の派遣、資材調達等の事業協力も含めた様々な経営支援を行ってまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成 22 年 5 月 14 日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	平成 22 年 5 月 14 日（金）
整理銘柄指定日（ミサワ北海道）	平成 22 年 5 月 14 日（金）（予定）
最終売買日（ミサワ北海道）	平成 22 年 6 月 14 日（月）（予定）
上場廃止日（ミサワ北海道）	平成 22 年 6 月 15 日（火）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 22 年 6 月 21 日（月）（予定）
金銭交付日	平成 22 年 8 月下旬（予定）

(注) 本株式交換は、ミサワホームについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換により、また、ミサワ北海道については会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換により、各社とも株主総会の承認を経ずに行われる予定です。なお、今後、本株式交換の実行に支障をきたす重大な事由が生じた場合等には、両社間で協議の上、日程、手続、条件等を変更する場合があります。

(2) 本株式交換の方式

ミサワホームを株式交換完全親会社、ミサワ北海道を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換契約に基づき、ミサワホームは、平成 22 年 6 月 21 日を本株式交換の効力発生日として、本株式交換によりミサワホームがミサワ北海道の発行済株式（ミサワホームが保有するミサワ北海道の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時におけるミサワ北海道の株主（ミサワホームを除きます。）に対し、ミサワ北海道の普通株式に代わり、その所有するミサワ北海道の普通株式の数の合計に 270 を乗じて得た数と同額の金銭を交付します。なお、本株式交換は、ミサワホームについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換により、また、ミサワ北海道については会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交

換により、各社とも株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

ミサワ北海道の普通株式1株につき270円の割合で金銭を交付します。但し、ミサワホームが保有するミサワ北海道の株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ミサワ北海道は新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換に際して交付される金銭の額については、その公正性・妥当性を確保するため、ミサワホーム及びミサワ北海道がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関にミサワ北海道の株式価値の算定を依頼することとし、ミサワホームは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、ミサワ北海道はグローウィン・パートナーズ株式会社（以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、市場株価分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いてミサワ北海道の株式価値評価分析を行いました。上記各手法において分析されたミサワ北海道の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	260円から267円
DCF分析	223円から315円

まず市場株価分析では、平成22年5月13日を基準日として、札幌証券取引所におけるミサワ北海道の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を260円から267円までと分析しております。なお、基準日である平成22年5月13日に札幌証券取引所におけるミサワ北海道の普通株式の取引が成立しなかったため、ミサワ北海道の普通株式の直近の取引成立日（平成22年5月10日）の普通取引終値を基準日終値としております。

DCF分析では、ミサワ北海道の事業計画、直近までの業績の動向、ミサワホームとミサワ北海道との間で生み出されるシナジー効果等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降のミサワ北海道の将来の収益予想に基づき、ミサワ北海道が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を223円から315円までと分析しております。なお、算定の前提としたミサワ北海道の事業計画に関しましては、大幅な増減益は見込んでおりません。

一方、グローウィン・パートナーズは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、市場株価法及び修正純資産法の各手法を用いてミサワ北海道の株式価値の算定を行いました。上記各手法において分析されたミサワ北海道の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	264円から279円
修正純資産法	104円から165円

市場株価法では、平成22年5月13日からの直近1ヶ月間における出来高加重平均株価（264円）、直近

3ヶ月間における出来高加重平均株価（278円）、直近6ヶ月間における出来高加重平均株価（279円）、及び直近12ヶ月間における出来高加重平均株価（272円）をもとに、ミサワ北海道の普通株式1株当たりの価値の範囲を264円から279円までと分析しております。

修正純資産法では、平成22年3月末日のミサワ北海道の連結簿価純資産額及び一定の前提に基づき集計された含み損益等の時価情報を反映させた修正純資産額をもとに、ミサワ北海道の普通株式1株当たりの価値を104円から165円までと分析しております。なお、一般的に用いられるDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）に基づく算定も行われておりますが、ミサワ北海道の営業エリアにおける住宅・住宅関連業界の今後の見通しが不透明であり、事業計画については株価算定の基礎としての合理性が乏しいと考えられるとして、参考値が提示されているにすぎず、評価結果としては採用されておられません。

（2）算定の経緯

ミサワホーム及びミサワ北海道は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けたミサワ北海道の株式価値の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果等を勘案した上で、ミサワ北海道の株式の評価については、公開買付けの開始に関するお知らせに記載のとおり、本公開買付けにおける公開買付け価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ミサワホーム及びミサワ北海道は、平成22年5月14日に開催された両社の取締役会において、本株式交換に基づいて交付される交換対価の内容（金銭）及びその額について決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

（3）算定機関との関係

ミサワホームの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びにミサワ北海道の第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズはいずれも、ミサワホーム及びミサワ北海道の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

ミサワ北海道の普通株式は、現在、札幌証券取引所に上場されていますが、本株式交換により、その効力発生日（平成22年6月21日予定）をもって、ミサワ北海道はミサワホームの完全子会社となり、ミサワ北海道の株式は、札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、平成22年6月15日付で上場廃止（最終売買日は平成22年6月14日）となる予定です。

（5）上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換は上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、ミサワ北海道をミサワホームの完全子会社とすることによって、両社の企業価値の維持・向上を図ることを目的とするものであり、ミサワ北海道の株式の上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、本株式交換によりミサワ北海道の株式は上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、ミサワ北海道の株式を札幌証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換においては、ミサワホームを除くミサワ北海道の株主の皆様に対しては、本株式交換契約に従い、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、保有するミサワ北海道の株式の対価として金銭を交付することを予定しております。

（6）公正性を担保するための措置

上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、ミサワホームはミサワ北海道の発行済株式11,704,300株（ミサワ北海道の発行済株式総数に占める所有割合で99.35%、議決権割合で99.35%）を保有しており、ミサワ北海道がミサワホームの子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に該当することから、本株式交換に係る割当ての内容に関しては、その公正性・妥当性を確保するため、上記3.（1）「算定の基礎」に記載のとおり、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関にミサワ北海道の株式価値の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。

両社はかかる算定結果を参考として検討・交渉・協議を行い、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換における交換対価の額により本株式交換を行うことといたしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(7) 利益相反を回避するための措置

ミサワ北海道の取締役会における利益相反を回避する観点から、ミサワ北海道の取締役のうち、ミサワホームの常務執行役員を兼務している若月恵治氏は、本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、ミサワ北海道の立場においてミサワホームとの協議・交渉に参加しておりません。またミサワ北海道の社外監査役である西戸邦弘氏および山村晴康氏は、いずれもミサワホームの従業員でもあるため、ミサワ北海道の取締役会の本株式交換に関する審議には参加しておりません。さらにミサワ北海道の取締役会は、法務アドバイザーとして、ミサワホーム及びミサワ北海道から独立した北村・平賀法律事務所を選定し、本株式交換の手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

4. 株式交換当事会社の概要

(平成22年3月31日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	ミサワホーム株式会社	ミサワホーム北海道株式会社
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	北海道札幌市白石区東札幌二条6丁目8番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 竹中 宣雄	代表取締役 渡辺 道広
(4) 事業内容	工業化住宅部材の製造・販売	工業化住宅の施工・販売
(5) 資本金	23,412 百万円	1,239 百万円
(6) 設立年月日	平成15年8月1日	昭和47年8月31日
(7) 発行済株式数	普通株式 38,738,914 株 第三回B種優先株式 333,328 株 第四回B種優先株式 4,166,600 株 第一回C種優先株式 3,333,333 株	普通株式 11,780,800 株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	9,163名(連結)	415名(連結)
(10) 主要取引先	一般顧客・法人	ミサワホーム 一般顧客
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほコーポレート銀行	株式会社北洋銀行 株式会社北海道銀行 株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社三菱東京UFJ銀行 18.02% NPF-MG投資事業有限責任組合 12.00% トヨタ自動車株式会社 11.14% あいおい損害保険株式会社 5.27% ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 (常任代理人香港上海銀行東京支店) 2.90%	ミサワホーム株式会社 76.95% ミサワホーム北海道従業員持株会 6.30% 株式会社北洋銀行 2.22% ミサワホーム北海道取引先持株会 1.48% 東北ミサワホーム株式会社 0.50%

(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	平成 22 年 5 月 14 日現在、ミサワホームは、ミサワ北海道の発行済株式総数 (11,780,800 株) の 99.35%に相当する 11,704,300 株を保有しています。
人 的 関 係	平成 22 年 5 月 14 日現在、ミサワホームの執行役員 1 名が、ミサワ北海道の取締役を兼務しており、ミサワホームの従業員 2 名が、ミサワ北海道の監査役 (社外監査役) を兼務しております。 またミサワホームの従業員 7 名がミサワ北海道に出向しております。
取 引 関 係	ミサワ北海道はミサワホームグループの中で北海道地区の住宅販売を担っており、ミサワホームはミサワ北海道に「ミサワホーム」を建築する部材を販売しております。
関連当事者への 該 当 状 況	ミサワ北海道は、ミサワホームの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態		(単位：百万円)				
	ミサワホーム (連結)			ミサワ北海道 (連結)		
決 算 期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
純 資 産	26,345	21,243	23,461	2,044	1,145	1,225
総 資 産	227,894	194,933	180,306	16,514	16,322	16,703
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△685.03	△788.11	△711.02	197.23	110.47	104.00
売 上 高	409,245	401,204	353,620	29,425	26,840	21,486
営 業 利 益	7,798	8,680	8,725	257	△448	△155
経 常 利 益	6,430	7,001	7,712	161	△558	△266
当 期 純 利 益	389	△2,983	3,044	5	△872	△471
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	10.49	△80.43	82.15	0.54	△84.18	△40.83
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(注) 上記の株式交換当事会社の概要のうち、(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態における平成 22 年 3 月期に関する各数値については、平成 22 年 5 月 14 日付でミサワホーム及びミサワ北海道がそれぞれ公表した「平成 22 年 3 月期決算短信」の記載に基づく数値であり、金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、(9) 従業員数については、それぞれ平成 21 年 12 月 31 日時点の従業員数であり、(12) 大株主及び持株比率については、それぞれ平成 21 年 9 月 30 日時点の大株主及び持株比率であります。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	ミサワホーム株式会社
(2) 所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 竹中 宣雄
(4) 事 業 内 容	工業化住宅部材の製造・販売
(5) 資 本 金	23,412 百万円
(6) 決 算 期	3 月 31 日
(7) 純 資 産 (連 結)	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産 (連 結)	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みであり、のれんが発生する見込みです。なお、のれんの金額は現時点では未定ですが、ミサワホームの連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

7. 今後の見通し

本株式交換によるミサワホームの連結業績及び単体業績への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ミサワホームはミサワ北海道の支配株主であり、本株式交換は、ミサワ北海道にとって支配株主との取引等に該当します。ミサワ北海道が、平成 21 年 12 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

本株式交換は、3. (6)「公正性を担保するための措置」及び3. (7)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じていますが、ミサワ北海道は、かかる対応は上記報告書の記載内容に適合していると考えています。

なお、平成 21 年 12 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する記載は以下のとおりです。

親会社とは、資本関係を含め緊密な関係を維持する方針ではありますが、当社自身の経営方針及び事業活動において、上場会社としての独立性を確保し、今後も少数株主の利益を阻害することはないと考えております。

以 上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

ミサワホーム

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成23年3月期)	355,000	6,800	6,000	2,500
前期連結実績 (平成22年3月期)	353,620	8,725	7,712	3,044

ミサワ北海道

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成23年3月期)	20,400	180	50	35
前期連結実績 (平成22年3月期)	21,486	△155	△266	△471

(注) ミサワホーム及びミサワ北海道の前期連結実績(平成22年3月期)に関する各数値については、平成22年5月14日付でミサワホーム及びミサワ北海道がそれぞれ公表した「平成22年3月期決算短信」の記載に基づく数値であり、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。